平成２２年（フ）第３８１４号
大阪市阿倍野区阪南町５丁目12番24号
債務者　上嶋　清美
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８２２号
大阪府吹田市南高浜町36番206号
債務者　脇田　美華
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３３号
愛知県清須市清洲田中町119番地　フィオーレⅡ102
債務者　野田デキシーこと　ＣＡＬＬＡＯ　Ｄ　ＥＸＩＥ　ＢＥＤＩＣＯ
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０３８号
名古屋市西区枇杷島１丁目13番６号
債務者　谷川　信一
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４２３号
大阪市鶴見区鶴見３丁目６番34―910号
債務者　脇田　周和
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２１号
横浜市西区霞ケ丘16番地12　グリーンコーポ野毛山103号
債務者　岩本　斉子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０７２号
神奈川県海老名市門沢橋４丁目17番28号
債務者　下田　百枝
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１５９号
横浜市保土ケ谷区桜ケ丘１丁目44番23号
債務者　秋山由里子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２１０号
横浜市戸塚区汲沢町1338番地２　アペックス戸塚Ａ―101号
債務者　豊田　真澄
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３８０号
横浜市旭区市沢町682番地　大塚アパート
債務者　及川　　剛
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０９号
北海道旭川市豊岡５条１丁目５番９号
債務者　山田　光男
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１０号
北海道旭川市忠和４条８丁目７番６号　シャトレ小沢Ａ棟７号
債務者　佐藤　定光
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１１号
北海道深川市あけぼの町15番15号
債務者　田丸　　潔
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１２号
北海道深川市あけぼの町15番15号
債務者　田丸　麻衣
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９５９号
横浜市瀬谷区相沢７丁目48番地30
債務者　藤田　広一
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６号
石川県輪島市三井町中古田上野76の１　地原方、住民票上の住所石川県輪島市大野町寅崎16番地５、従前の住所石川県鳳珠郡能登町字宇出津ク字190番地
債務者　宮下奈美子（旧姓本**蔵**）
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月22日午後３時
金沢地方裁判所輪島支部